

## 大井町指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要領

### 1. 目的

本要領は、熱中症による健康被害を防止することを目的に、大井町内の民間の施設のうち、町民等のために暑さをしのぐ避難施設として開放する「指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という。）」を募集するにあたり、必要な事項を定めるものである。

### 2. 募集要件

クーリングシェルターについては、次の要件を満たすものとする。

- (1) 大井町内の民間施設であること。
- (2) 環境省から「熱中症特別警戒情報（以下、「熱中症特別警戒アラート」という。）」が発表された場合に当該施設を住民等に開放することができること。
- (3) 施設内に適切な冷房設備が設置されており、定期的にメンテナンスがされていること。
- (4) 開設期間中、暑さをしのぐ休憩場所として、受入可能人数が滞在するために必要な空間が確保されていること。
- (5) 開放場所に、避難者が休憩するための椅子等が備わっていること。
- (6) 町と管理運用に関する協定書を締結し、内容を実施できること。

### 3. 指定施設の実施事項

- (1) 各施設の出入口等、見やすい場所に町指定のクーリングシェルターである旨を示すポスター等の掲示
- (2) 気温に応じた適当な冷房設備の稼働
- (3) 休憩用の椅子等の準備
- (4) 「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合、当該施設を受入可能な曜日及び時間にクーリングシェルターとして開放
- (5) クーリングシェルター利用者への必要な対応

### 4. 開設期間

原則、環境省と気象庁が発表する「熱中症警戒アラート」の運用期間と同様とする。ただし、開設することができる日時は各施設の実情に応じるものとする。

## 5. 応募方法

別紙「大井町指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）応募用紙」に必要事項を記入し、生活環境課にメール、FAX、郵送、持参のいずれかの方法によって提出する。

### ・ 応募先

住 所：〒258-8501 大井町金子 1995 番地

宛 名：大井町生活環境課 宛

電 話：0465-85-5010（平日 8 時 30 分～17 時 15 分）

F A X：0465-82-3295

メール：seikatsu@town.oi.kanagawa.jp

### ・ 応募期間

令和 8 年 3 月 25 日（水）より随時受付

### ・ 応募後について

応募された内容については、要件を満たしているか町で確認する。内容が適当であると認められた場合は、クーリングシェルターに指定する。なお、指定にあたっては、町と施設管理者の間でクーリングシェルターの開設に係る協定書を締結する。また、クーリングシェルターに指定された施設の情報、町のホームページ等で公表する。

## 6. 協定の有効期間

協定で定めた有効期間満了の 30 日前までに更新しない旨の申出がない場合、協定は同一の条件で 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。

## 7. 協議

協定について疑義が生じた時又は協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度協議して定める。

## 8. その他

公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、町が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定しない場合がある。

また、冷房施設の電気代等は施設事業者の負担とする。